

府政防第 611 号
消 防 災 第 49 号
健感発 0331 第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

避難所におけるマスク着用等の考え方について

災害時における感染症への対策については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他）をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示ししてきたところです。

今般、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部）により「新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本」とされるなど、マスク着用の考え方が見直されました。

つきましては、当該見直しを踏まえ、災害時の避難所におけるマスクの着用等について、下記の点にご留意の上、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所におけるマスク着用の取扱い以外の取扱いについては、別途周知をする予定であること申

し添えます。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難所におけるマスク着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされていますが、高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所においては、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用を推奨します。

2. 避難所の運営担当者のマスク対応について

高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所の運営担当者については、マスクの着用を推奨します。

3. 避難所の運営責任者によるマスク着用の求めについて

避難所の運営責任者が感染対策上又は避難所である施設の運営上の理由等により、避難者又は避難所の運営担当者等にマスクの着用を求めることは許容されます。

4. 避難所におけるマスクの用意について

避難者個人の判断によりマスクを着用したいという希望があった場合にも対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定）））等を踏まえ、あらかじめ避難所にマスクを用意しておくこと。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、内田、真鍋、毛利
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
鈴木、青木、木本
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
谷口、杉原
TEL 03-3595-2257（直通）